

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外債 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月18日

【発行者の名称】 アフリカ輸出入銀行
(African Export-Import Bank)

【代表者の役職氏名】 チャンディ・ムウェネブンゲ
常務理事兼グループ・トレジャラー
(トレジャリー・アンド・マーケット)
(Chandi Mwenebungu, Managing Director & Group
Treasurer (Treasury & Markets))

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【住所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【住所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【今回の募集金額】 第10回アフリカ輸出入銀行円貨債券(2025)
458億円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年10月28日
効力発生日	2025年11月6日
有効期限	2027年11月5日
発行登録番号	7 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし		該当なし		
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,500億円

(注) 今回の募集とは別に、2025年11月28日を払込期日として、第9回アフリカ輸出入銀行円貨債券(2025)(発行価額の総額360億円)を発行すべく、2025年11月18日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号7 - 外債1 - 1)を関東財務局長に提出しましたが、本発行登録追補書類提出日(2025年11月18日)現在、当該債券の払込みが完了していないため、実績合計額および残額の算出には考慮しておりません。

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【証券情報】

< 第10回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2025）に関する情報 >

以下には、アフリカ輸出入銀行（以下「発行者」という。）が発行する第10回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2025）（以下「本債券」という。）について記載されている。本書において「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

第1【募集債券に関する基本事項】

< 前 略 >

2 募集要項

債券の名称	第10回アフリカ輸出入銀行円貨債券（2025）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	458億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	458億円	利 率	年3.14%
償還期限	2028年11月24日	申込期間	2025年11月18日
申込証拠金	な し	払込期日	2025年11月26日
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 中 略 >

引受けの契約の内容

元引受契約を締結した金融商品取引業者 （以下「主幹事会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	45,800

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と主幹事会社との間で2025年11月18日に調印された元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い、主幹事会社により買取引受けされ、一般に募集される。主幹事会社に対して支払われる本債券の幹事、引受けおよび販売手数料の総額は、本債券の総額の0.50%に相当する金額である。

< 中 略 >

その他

本債券について、発行者は、2025年11月18日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からA-の最終格付を付与されている。

< 中 略 >

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2025年11月27日（当日を含む。）から2028年11月24日（当日を含む。）まで（ただし、本「3 利息支払の方法」第4段落に従う。）これを付し、毎年5月26日および11月26日の2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は2028年11月24日に、2028年5月27日（当日を含む。）から2028年11月24日（当日を含む。）までの期間について、支払う。

< 中 略 >

4 償還の方法

本債券は、それまでに償還され、または買入消却されていない限り、2028年11月24日に各債券の金額で償還される。

< 中 略 >

7 財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、発行者と財務代理人との間で2025年11月18日に調印された財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し、その職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理または信託の関係を有するものではない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、本債券の全額償還から1年を経過するまで財務代理人の本店に備え置かれ、その通常の営業時間に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 後 略 >

第2【売出債券に関する基本事項】

該当なし

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第4【法律意見】

発行者の法務担当理事であるジョイ・オルブライト氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

1. 発行者は、国際公法に基づき適法に設立され、有効に存続し、法人としての適格要件を備えている法人である。
2. 設立条約および憲章は、すべての参加加盟国により適法に締結および批准され、かかる協定の変更は、国際公法に基づきすべて適法に可決されかつ完全な効力を有するものである。
3. 本債券の発行ならびに関東財務局長に対する訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は発行者により適法に授權されており、設立条約および憲章上適法であり、発行者は本債券の発行ならびに訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出に関し一切の政府の同意、許可または承認を必要としない。

第5【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に、発行者の名称、本債券の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本債券に関する2025年11月付発行登録目論見書（訂正を含む。）をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2025年11月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。

なお、発行者は、他の債券の募集について訂正発行登録書を関東財務局長に提出しておりますが、かかる他の債券の募集に係る発行登録目論見書は、上記の発行登録目論見書とは別に作成および交付されておりますので、上記の発行登録目論見書には本債券の内容のみが記載されております。」

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日） 2025年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

半期（自2025年1月1日 至2025年6月30日） 2025年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月7日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2025年11月7日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし